

1. 生産振興計画の登録申請手続について(生産者・食品加工事業者→市町村)

(1) 生産振興計画に登録できる者は、当該市町村において農林水産業の生産活動に継続的に従事している者と客観的に確認できる者であり、次のいずれかに該当する者とする。

- 1) 農業協同組合法に規定する農事組合法人
- 2) 水産業協同組合法に規定する漁業協同組合又は漁業生産組合
- 3) 森林組合法に規定する森林組合

4) 農林漁業者の組織する団体は、次のいずれかの要件をみたすものでなければならない。

- ① 農地法に規定する農地所有適格法人で、かつ、次のア又はイの要件をみたし、かつウの法的義務を遅滞なく適正に履行していること
 - ア 家計を別にする農家3戸以上が株主又は社員となっていること。
 - イ 家計を別にする者を常時3人以上雇用していること。
 - ウ 農地法第6条の報告義務を履行していること。
- ② 農林漁業を営む者の組織する任意の団体で、かつ、次のアからオまでの要件をみたすもの。
 - ア 代表者の定めがあること
 - イ 家計を別にする農林漁業者3人以上の構成員がおり、それぞれの構成員が農業、林業、漁業に応じて、以下の要件を満たすこと。ただし、新規就業者においては、この限りでない。
なお、関係法令の義務を適正に履行していること。
 - (ア) 農業
 - ア) 市町村の農地基本台帳に登録されている者
 - イ) 直近1年間における確定申告等で、農産物の販売金額が50万円以上である者
 - (イ) 漁業
 - ア) 沖縄県知事から漁船登録を受けた漁船、又は市町村内に養殖施設を所有若しくは使用している者
 - イ) 直近1年間における確定申告等で、漁獲物及び収穫物の販売金額が50万円以上の者
 - (ウ) 畜産業
 - ア) 県内に飼養施設を所有又は飼養して事業を行っている者
 - イ) 直近1年間における確定申告等で畜産物の販売金額が50万円以上である者
 - (エ) 林業
 - ア) 市町村内に生産施設を所有若しくは使用している者
 - イ) 直近1年間における確定申告等で、林産物及び収穫物の販売金額が50万円以上の者
 - ウ) 木材にあつては、市町村森林整備計画に定める伐採や森林整備に関する事項に即して林産活動を行っている者
 - ウ 構成員の全てが、直近1年間に確定申告等を行っていること。ただし、市町村民税で滞納の事実が確認されたときは、適格性がないものとする。
 - エ 組織規程、経理規程などの組織運営に関する規約があること。
 - オ 組織規程等に構成員の生産物を共同出荷する定めがあること。